

# 適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画

一般財団法人食品産業センター

令和5年9月5日制定

令和6年6月25日改訂

令和8年5月19日改訂

食品製造業が直面する課題は、原材料・エネルギー価格の高騰、人手不足、物流 2024 問題など非常に厳しくなっている。

このような状況下で、製造のほか、流通・小売、各種資材、物流などフードサプライチェーンを構成する各主体が適切に連携して、新たな課題に対処することが重要になるため、各主体を構成する多くの企業との相互の信頼関係に基づく取組が必要不可欠となっている。

こうした中、農林水産省においても「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」が作成され、食品製造業と密接な関係のある小売業界においても、適正取引に向けた取組や、姿勢を効果的に各層での取引に浸透させることも含め、望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、「適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」の策定・改訂を進めるなど、適正取引推進に係る動きは広がりを見せている。

食品製造業は、上記ガイドラインや各小売団体の自主行動計画も踏まえて、価格交渉の場などで、適正な取引の実現を図ってきており、今後も一層進めていく必要がある。

また令和 7 年 6 月に成立した「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）においては、飲食料品等全般の取引において、「取引相手から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がなされた場合には、誠実に協議に応ずるよう努めなければならない」「商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合には、必要な検討・協力をするよう努めなければならない」旨の努力義務が規定され、取組が不十分な場合には、助言・指導・勧告・公表等といった措置が導入されている。

このような中で食品製造業は、原材料、包装資材、製造機械、物流など幅広い業種との関わりがあり、特に食品製造を支える様々な業種が、それぞれ持続的に成長できる環境を整備するため、食品製造業者が発注者の立場になった時に、留意すべき点を整理する事が必要となっている。

一般財団法人食品産業センターは、食品製造業界における唯一の業種横断的団体として、フードサプライチェーン全体で合理的な取引関係を構築するとともに、食品製造業者と、それぞれの取引先である受注事業者との信頼関係を強固なものとし、食品の付加価値を高め、競争力強化を実現したいと考えている。

このため、フードサプライチェーンを構成する業界における適正取引が進むように、率先して取り組むための自主行動計画を定める。

## 1. 重点課題に対する取組

独占禁止法等関係法令を遵守し、公正な取引環境を実現するとともに、フードサプライチェーン全体に適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、取引環境の改善や、変化する顧客ニーズに対応して投資ができる環境の整備に向け取り組む。

### (1) 合理的な価格決定

取引に係る委託の発注内容、納期、価格、型などの費用支払や運送費、保管費などの付随費用、支払手段、支払期日、検査基準などの条件について、事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引企業間で十分に協議を行った上で、双方に納得感のある結論を出し、さらに、契約書などの書面化を徹底する。

### (2) コスト負担の適正化

製品の単価・委託代金の決定にあたっては、技術、品質、競争力などを総合的に評価するなど、発注事業者と受注事業者が十分な協議を行った上で決定する。

- ① 受注事業者から原材料費・労務費・エネルギーコスト（燃料費、電気料金等）などの上昇、グリーン投資・環境対応に伴うコスト及び電子受発注に係るコストの発生、環境保全等のための規制強化や新たな検査工程の追加に伴うコスト増に起因する取引価格の見直しの要請があった場合、または、受注事業者からの要請の有無にかかわらず、発注事業者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けた上で、発注事業者はこれらの影響を勘案し、受注事業者と十分に協議をした上で双方に納得感のある取引価格を決定する。
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、発注事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- ③ 原価低減活動の結果の取引価格への反映にあたっては、発注事業者と受注事業者の双方が協力し、現場の生産性向上などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引価格に反映するなど合理性の確保に努める。
- ③ 取引価格の決定にあたって他の価格と比較する場合は、当該取引と同種または類似の取引について受注事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価等、合理的な価格を参考にしつつ、社会・環境・安全性・衛生への影

響などを総合的に考慮し、適切な判断を行う。

- ④ 発注事業者及び受注事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年1回以上の協議を行う。

### (3) 支払条件の改善

取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、中小受託取引適正化法（取適法）、受託中小企業振興法に基づく振興基準などを踏まえ、受注事業者と十分に協議し、受注事業者の資金繰りに配慮したものとするよう代金支払方法の改善を進める。

- ① 代金の支払は、取適法の施行により、令和8年1月1日以降、手形による支払いが禁止されることに鑑み、できる限り現金によることとし、銀行口座へ振り込む場合には、受注事業者の合意の有無にかかわらず、振込手数料を受注事業者に負担させ、代金から差し引かないこととする。

- ② 一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、受注事業者の負担としないようにする等、支払期日（受領日から60日以内）までに、代金（手数料等を含む満額）を得られるようにする。

※ 委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けられることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

### (4) 知的財産・ノウハウの保護

発注にあたり、受注事業者の知的財産やノウハウを取り扱う場合には、受注事業者に不当な損失を与えることがないように、秘密保持の対象にあたるか否かを確認したうえで、対象となる場合には、知的財産やノウハウなど営業秘密の適正管理を定めた秘密保持契約を締結するなど、十分な配慮を行う。

### (5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

自社の働き方改革により受注事業者へ影響を及ぼさないよう、以下のとおり十分配慮する。

- ① 自社の働き方改革が及ぼす受注事業者への影響（長時間労働等）に配慮しつつ、取組を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努める。
- ② やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、

受注事業者に発生する増加コストを負担するよう努める。

## 2. 国の定める規定、ガイドラインの遵守

### (1) 知的財産取引に関するガイドライン

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から策定された「知的財産取引に関するガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の点について、発注事業者としてあるべき姿に十分留意して対応する。

- ① 契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）
  - ア 相手企業の「営業秘密」の取り扱い
  - イ 秘密保持契約の締結
- ② 試作品製造・技術指導
  - ア 無償の技術指導・試作品製造等の強制
  - イ 承諾がない知的財産やノウハウ等の利用
- ③ 共同研究開発における成果の権利帰属
- ④ 製造委託・製造販売・請負販売等
  - ア 契約に含まれない技術資料等の開示
  - イ 技術情報等の提供を受ける場合の対価・技術情報の活用
  - ウ 金型設計図面等の提供
  - エ 工場監査・QC(品質管理)・品質保証関係
- ⑤ 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾
  - ア 特許出願への干渉(出願内容の報告・修正、共同出願の強制)
  - イ 知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要
- ⑥ 知的訴訟等リスクの転嫁

### (2) トラック運送業における適正取引推進ガイドライン

荷主、トラック運送事業者が、お互いに必要な費用などについて平等な立場で運賃・料金交渉ができる適正な取引条件に改善することを目的に策定された「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン(国土交通省)」で取り上げられている、以下の取引上の問題点について、発注事業者は、荷主として、受注事業者であるトラック運送事業者と十分協議して対応する。

- ア 運賃・料金の設定
- イ 運賃・料金(代金)の減額
- ウ 運送内容の変更
- エ 運送に係る附帯業務の提供
- オ 荷待ち時間の改善

- カ 書面の交付、作成、保存
- キ 運賃・料金の支払遅延
- ク 購入・利用強制の禁止
- ケ 報復措置の禁止
- コ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 等

その他、法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図るうえでコストが必要となることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すことを目的に策定された「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン（厚生労働省、国土交通省、経済産業省、農林水産省）」を遵守する。

### (3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

発注業者及び受注業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。

その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

#### 【発注者として採るべき行動／求められる行動】

- 行動1：本社（経営トップ）の関与
- 行動2：発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動3：説明・資料を求める場合は公表資料を求めること
- 行動4：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 行動5：要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 行動6：必要に応じ考え方を提案すること

#### 【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

- 行動1：定期的なコミュニケーション
- 行動2：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管  
(参考)

#### 【受注者として採るべき行動／求められる行動】

- 行動1：相談窓口の活用
- 行動2：根拠とする資料
- 行動3：値上げ要請のタイミング

行動4：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示  
【別添】 価格交渉の申込み様式（例）

### 3. 取引慣行の改善

受注事業者との会議や、事業所・工場の訪問などの際には、各種取引上の課題について、積極的に意見交換するなど、協議に応じられる環境の整備に努める。

また、1に記載していることを実行するためには、小売事業者等との適正取引の推進が重要となるため、大規模小売業告示、食品製造事業者・小売業間における適正取引推進ガイドラインを活用して小売事業者等との協議を行うことで、コスト上昇分の価格転嫁を進められるよう業界全体の取引慣行の改善に努める。

### 4. 教育・人材育成の推進

独占禁止法、取適法、受託中小企業振興法、大規模小売業告示、食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン、知的財産取引に関わるガイドライン、トラック運送業における適正取引推進ガイドラインなど、適正取引を定めた法令、ガイドラインなどの周知を行う。

### 5. 一般財団法人食品産業センターの取組

#### (1) 周知活動

独占禁止法、取適法、受託中小企業振興法、大規模小売業告示、食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン、知的財産取引に係わるガイドライン、トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインなど、適正取引に関する周知により、会員や受注事業者など関係先への浸透を図る。

その際、中小企業庁の行う価格交渉促進月間のフォローアップ調査などの結果を積極的に活用することなどを通じて、周知活動を後押ししていく。

また、パートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けての周知と、宣言の要請を行うこととする。

併せて、3の取組を促すため、取引慣行の実態調査を行い、流通関連団体などへの周知を行うことで、取引適正化への働き掛けを行う。

さらに、合理的な価格形成について消費者の理解を促す取り組みを進める。

#### (2) フォローアップの実施

自主行動計画が着実に浸透するよう、一般財団法人食品産業センターは、本計画を会員各団体・各社へ定期的に周知するとともに、適切かつ合理的にフォローアップを行う。